

国民健康保険税の減免を申請される方へ

国保税が減免になる場合

(1) 天災その他の災害を受け、その世帯に属する被保険者の所有する住宅または家財に一定以上の被害があり、かつ、前年中の合計所得金額が600万円以下の場合【罹災証明書添付】

- ・「天災その他の災害」とは、震災、風水害、火災及びこれらに類する災害で、発生の原因が故意によるものを除いたものです。

(2) 貧困により、生活のための公私の扶助を受けている場合

- ・ 4月1日以後に生活保護法の規定により生活扶助を受けている世帯
- ・ 社会事業団体から生活扶助を受けている世帯
- ・ 生活困窮のため、私的な生活扶助を受けている世帯

(3) 被用者保険の被扶養者であった場合

- ・ 65歳から74歳で、扶養者の後期高齢者医療保険加入により国民健康保険に加入した場合のみ。

(4) 疾病・事業不振・廃業・失業により、世帯内の被保険者の所得の合計（公的年金等は収入額）が、前年の所得等（退職、山林、譲渡所得その他の一時的な所得を除き、公的年金等は収入額）に比べて3割以上減少し、かつ、前年の合計所得金額が400万円以下の場合

(5) 収監された場合【証明書添付】

(6) 東日本大震災が生じた日に特定被災区域内に住所を有していて一定の要件に該当する場合【被災証明書添付】

上記(2)(4)により申請する場合

* 昨年(平成30(2018)年分)と、今年(令和元(2019)年分)の所得の申告が必要です。そのため、減免の判定は、令和元(2019)年分の申告が終了する令和2(2020)年3月頃になります。

★ 申請のあった方には、令和2(2020)年1月にあらためて案内通知をお送りします。

令和元(2019)年分の収入(所得)がわかるものをご用意ください。【高校生以下を除く国保加入者全員分】
(確定申告書の写し・源泉徴収票の写し など)

* ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

大田原市役所
市民生活部 国保年金課 賦課係
Tel 0287(23)1120